

第2回会議のためのメモ（知財高裁について）

2003年10月28日

中川丈久

第2回会議を欠席いたしますので、第1回会議における私の発言のうち、知財高裁に関する部分を以下のとおり整理いたしました。ご参照いただければ幸いです。

- 知財高裁の創設を図ることが、(1)なぜ必要なのか（ニーズ、ないし、ニーズ満たすために達成されるべき目的）、(2)それに対応するために、選択肢としてどのようなものと考え得るのか（幅広に考える）、(3)各選択肢の利害得失は何か（選択肢の比較）、という観点から、問題状況全体の見取り図を明らかにしたうえで、議論を進めるべきである。
- 発言時に、私なりに念頭においていた見取り図は、次のとおりである。

（1）なぜ必要なのかについて

たとえば、

- ア）「知財立国」という国家意思を内外に知らしめるべきである
- イ）高裁レベルで、事実上、判例が統一されるべきである
- ウ）より一層、迅速な裁判的解決が実現されるべきである
- エ）より一層、法的な専門性が充実にさせられるべきである（たとえば、いわゆる「均等論」の是非・射程などについてのより透徹した議論の展開）
- オ）より一層、事実に関する専門性が充実にさせられるべきである（たとえば、技術についてのより正確な理解）

等々。以上は、私の憶測を交えた例示に過ぎない。

どれが、真に存在するニーズであるのか、また、本調査会が知財高裁を論じるにあたって念頭に置くべきニーズはどれかを、まず、明らかにすべきである。

(2)(1) に対応するための選択肢について

「知財高裁の創設を図る」ことによって、(1) のニーズ（本調査会が念頭におくべきニーズ）が達成されうるかを、次に、考えるべきである。

「知財高裁の創設を図る」ことの具体的な「在り方」には、様々な側面が含まれる。そのうち、組織作りという側面については、少なくとも次の２種類の選択肢が考えられるのではないか。

A 案： 9 番目の高等裁判所（いわば“日本高裁”）を設置する案

B 案： 東京高裁内の特定部を知財高裁と称する案¹

B 1 東京高裁の知財専門部（ 4 カ部）を合併させた特別の部を設置する案

B 2 東京高裁の知財専門部（ 4 カ部）の上に合同運営委員会を設置する案

B 3 東京高裁の知財専門部（ 4 カ部）をそのまま知財高裁と称する案

等々

(3)(2) の各選択肢の比較検討

最後に、各選択肢について、(1) のどのニーズが、どの程度確実に実現されるかを、比較検討する。

組織面での選択肢として、A 案と B 案があるとするならば、それ

¹ 参考として次の情報を提供する。消防組織法 9 条は、市町村に「消防本部」（その長が「消防長」。13 条）を置くことと定め、たとえば、消防職員の任命権を、市町村長にではなく消防長に与えている（14 条の 3）。

他方、こうした消防本部の組織作りには、2 通りの方法が見られる。いわゆる長部局とは別建ての「消防本部」として組織する市町村もあれば、長部局の一たる「消防局」（消防局長が、消防組織法上の「消防長」にあたる）として組織する市もある（市町村の規則による。11 条 2 項）。

それぞれについて、(1) のニーズにどれだけ対応しているのかを比較検討すべきである。

たとえば、(1) のア) やエ) のためには、知財法の将来像などについて、裁判官が、個人としての考えを、内外の知財法専門家に対して、積極的に発信し、対話することのできる環境整備が望ましいと私は考える。仮にそのように考える場合、A 案と B 案とでどのような有意の差がありうるかを考えるべきである。

また、(1) のイ) やウ) のために、特定の知財法案件について、高裁を「法律審」とするというアイデアもありうる²。仮に、知財高裁の機能をそのように考える場合、A 案と B 案とでは、どちらが制度を仕組みやすいかという観点から、比較をすることとなる。

なお、裁判制度に手を入れる以上、A 案であれ B 案であれ、現状と比べて、利用者にとって使いにくくなる場面が出てこないかについては、常に周到な注意が必要であることは、言うまでもない。

以上

² 判例統一は、法的問題にのみかかわるものであること、また、裁判では事実審理に時間がかかることに鑑みて、地裁と高裁で 2 度も事実審理の機会を保障する必要性に乏しいとして、いわゆる知財高裁は、法律審としての機能に限定するという考え方がありえよう。すなわち、東京・大阪両地裁の知財専門部では、法律と事実の両方を取扱うが、知財高裁では法律問題に限定する（なお、地裁の事実認定が公正に行われたかどうかは、法律問題に含まれる）ことで、迅速な紛争処理と正確な紛争処理のバランスを取ろうというわけである。（なお、最高裁は、より重大な法律問題を含む場合に限られる。）